

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月15日
【会社名】	株式会社大盛工業
【英訳名】	OHMORI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 忠夫
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区水元三丁目15番8号
【電話番号】	東京03(3627)3221(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 宮路 晴男
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区水元三丁目15番8号
【電話番号】	東京03(3627)3221(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 宮路 晴男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 52,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月11日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第47期第2四半期に係る四半期報告書を平成25年3月15日に関東財務局長に提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第三部【追完情報】

（訂正前）

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第46期）及び四半期報告書（第47期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第46期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月11日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（中略）

### 3．最近の業績の概要

平成25年3月11日開催の取締役会において決議された第47期第2四半期会計期間（自平成24年11月1日至平成25年1月31日）に係る四半期財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

（以下省略）

（訂正後）

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第46期）及び四半期報告書（第47期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年3月15日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年3月15日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第46期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年3月15日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（中略）

### 「3．最近の業績の概要」の全文削除

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第46期)	自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日	平成24年10月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第47期第1四半期)	自 平成24年 8月 1日 至 平成24年10月31日	平成24年12月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第46期)	自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日	平成24年10月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第47期第2四半期)	自 平成24年11月 1日 至 平成25年 1月31日	平成25年 3月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年3月15日

株式会社大盛工業  
取締役会 御中

## K D A 監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐佐木 敬昌 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園田 光基 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大盛工業の平成24年8月1日から平成25年7月31日までの第47期事業年度の第2四半期会計期間(平成24年11月1日から平成25年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成24年8月1日から平成25年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大盛工業の平成25年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

重要な後発事象には、平成25年3月11日開催の取締役会において、第三者割当による新株の発行及び新株予約権の発行について決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。